

福山市肝炎ウイルス検査の実施について（特定感染症検査等事業）

1 対象者について

(1) 対象者は、福山市民で本検査を希望する人です。

ただし、次の①～③のいずれかに該当する人は受診できません。

- ① 今までに肝炎ウイルス検査を受けたことがある人（原則生涯に1回です）
- ② 職場健診等で肝炎ウイルス検査を受けることができる、又は過去に受けたことがある人
- ③ 福山市肝炎ウイルス検診（健康増進事業）の対象者

(2) 当該年度に40歳以上になる人は、福山市肝炎ウイルス検診（健康増進事業）の対象者となります。個人負担金の徴収が必要です。（市民税非課税世帯の人、生活保護を受けている人は除く。）

(3) 過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがある人で、前回の検査以降に *新たな感染リスクが発生した場合は、再検査の必要性があると判断し受診できます。その場合は、医師が備考欄に検査を実施した理由を記載してください。

***新たな感染リスクとは**

- 肝炎ウイルスに感染している人の血液が付着したカミソリや歯ブラシを使用した。
- 肝炎ウイルスに感染している人の血液を傷のある手で触った。
- 肝炎ウイルスに感染している人と性行為を行った。（C型肝炎ウイルスでは性行為による感染はまれです。）
- 肝炎ウイルスに感染している人に使用した器具を適切な消毒を行わず、入れ墨やピアスの穴をあけた。

など

2 検査にあたっての説明について

検査を実施する前に、「福山市肝炎ウイルス検査診査票」を用いて問診を行い、肝炎ウイルス検査（特定感染症検査等事業）の対象者であるかを確認してください。

【説明事項】の内容を説明したうえで、受診者が検査を希望したら、受診者が本人自署欄に記名し、検査を実施してください。

3 検査実施後の流れ

- (1) 受診日に、検査結果を通知する方法（来院、郵送等）について説明してください。
- (2) 結果が判明したら、「福山市肝炎ウイルス検査診査票」の検査実施医療機関記入欄に、検査結果・検査結果説明日・指導事項（該当する人のみ）等を記入してください。
- (3) 受診者には、「福山市肝炎ウイルス検査診査票（③本人控）」を渡して、検査結果に対する説明を行ってください。
 - ア HBs 抗原検査において「陽性」と判定された人及び C 型肝炎ウイルス検査において「現在、C 型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された人には・・・
 - ・必ず専門医療機関での精密検査を勧めてください。
 - ・広島県肝疾患フォローアップシステムについて説明し、同意を得てください。同意した人については、これに則ってください。（詳しくは、「広島県肝疾患患者フォローアップシステムについて」は別冊を参照）
 - ・精密検査が必要な人で、専門医療機関へ受診してないと思われる人には、後日、市の担当保健師から受診者に連絡をとらせていただきます。
 - イ HBs 抗原検査において「陰性」と判定された人及び C 型肝炎ウイルスに「現在、感染している可能性が低い」と判定された人には・・・
 - ・福山市肝炎ウイルス検査診査票や健康手帳、肝炎ウイルス検査の記録カードを活用し、今回の検査結果や検査日等を記録しておくよう説明してください。
- (4) 受診者に結果を説明した後は、「福山市肝炎ウイルス検査診査票（①福山市控）」と請求書を、検査を実施した月の翌月 10 日までに、所属する医師会を通して福山市へ提出してください。医師会に加入していない実施協力医療機関は直接福山市へ提出してください。

※診査票・請求書の様式は、福山市肝炎ウイルス検診（健康増進事業）と異なりますので間違えないよう気を付けてください。